

寡婦福祉資金の貸付けを希望される方へ

◆寡婦福祉資金とは

寡婦の生活の安定と、その子の福祉を図るために、各種資金の貸付けを行っています。
資金の種類、貸付限度額は裏面の「母子・父子・寡婦福祉資金一覧表」とお립니다。

◆この貸付けを利用できる方（借主）

- 寡婦
寡婦とは、かつて母子家庭の母であった方で、子が成人した後もなお、現在、配偶者のいない方をいいます。
- 子が成人してから後に夫と死別や離婚などをした、40歳以上の女子の方で、現在配偶者のない状態にある方
- 子をもったことがなく、夫と死別や離婚などをした、40歳以上の女子の方で、現在配偶者のない状態にある方
- 40歳以上の配偶者のない女子が扶養している子等
(注) 寡婦または40歳以上の女子で児童を扶養していない方については、前年の所得（1月から5月までの間に申請する場合は前々年の所得）の額が203万6,000円以下の方に限って貸付けの対象となります。

◆連帯借主

子（被扶養者）のための4種類の資金（修学資金、就学支度資金、修業資金、修業支度資金）については、寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子の方が「借主」、子が「連帯借主」になり、連帯して債務を負います。

◆連帯保証人

- 連帯保証人は、原則、どの貸付資金についても必要です。(原則1名)
- 連帯保証人は、申請時の年齢が原則として60歳未満で、かつ、償還期間終了時の年齢が70歳未満であり、次の優先自順位でお願いします。
 - 呉市内居住親族
 - 市外居住親族
 - 県内居住知人等
- 本資金を借入中の方は、他の本資金借入申込者の連帯保証人（相互保証）になることはできません。また、既に本資金を滞納されている方の連帯保証人になっている場合も、連帯保証人になることができません。
- DV被害者であり、かつ親族・知人と連絡が取れない状況にある寡婦等に対しては、連帯保証人を必要としない場合があります。

◆貸付けの決定は

- 呉市に提出された母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書、添付書類、面接による審査を実施して貸付審査会を開き、その結果を参考にして市長が決定します。
- 現在の収入で十分生活が可能であり、この制度を利用するまでもなく必要な経費をまかなうことができる場合、償還金年額（他の借入金を含む。）が申請時の年収の25%を超える場合等の事例によっては、貸付できない場合があります。また、貸付額を精査した結果、貸付申請額全額を貸付できない場合があります。

◆償還の方法は

原則として、口座振替払による月賦償還で、元利均等償還です。

◆ご注意ください！滞納すると…

- 借主、連帯借主、連帯保証人に対し、文書、電話、面接、自宅訪問により督促、履行を請求します。
- 償還期限に遅れると、法令により年5.00%の違約金が発生します。
(例：10万円の返済が1年遅れた場合、5,000円の違約金を支払っていただきます。)

◆貸付申請に必要な書類

貸付申請に必要な書類は、次のとおりです。

個々の事情により書類を追加していただくことがあります。ご了承ください。

- 母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書
- 申請者及び連帯借主については戸籍謄本及び世帯全員の住民票（本籍地、続柄を省略しない、発行後1ヶ月以内のもの）、連帯保証人については、（本籍地、続柄を省略しない、発行後1ヶ月以内のもの）
- 申請者及び連帯保証人の所得証明書（市町村民税課税証明書、所得が明示されているもの）
- 個人情報に関する同意書
- 各資金ごとに次に掲げる書類

《共通》各資金の必要経費が確認できる書類

資金の種類	添付書類
事業開始資金	事業開始計画書（事業資金見積書、官公署への申請書または許認可書の写し、事業所の平面図を含む）
事業継続資金	現事業を明らかにする書類、事業継続計画書（事業資金見積書、官公署の許認可書の写し、決算書の写し、事業所の平面図を含む）
修学資金	在学証明書、入学許可書の写しのうちいずれか一つ
技能習得資金	在籍証明書、入学(入所)許可書の写しのうちいずれか一つ
修業資金	在籍証明書、入学(入所)許可書の写しのうちいずれか一つ、(自動車運転免許取得の場合 就職見込証明書)
就職支度資金	就職決定(見込)書、運転免許証の写し(通勤用自動車購入の場合)、自動車購入に関する見積書
医療介護資金	医療…診断書(医療を必要とする期間及び概算医療費(患者の負担となるもの)などを記載したもの) 介護…介護保険対象分の利用者負担額等が記載された書類、償還払いとなる介護サービス費の額が記載された書類、見積書等
生活資金	技能…在籍証明書、入学(入所)許可書の写しのうちいずれか一つ 医療、介護…医療介護資金貸付申請書添付書類の写し 生活安定…母子(父子)家庭の母(父)となって7年未満の者であることを証明する書類等 失業…公共職業安定所長が交付する受給資格者証の写し
住宅資金	新築、補修(保全・増改築) 住宅新築・補修(保全・増改築)計画書、所有関係を明らかにする書類 建築確認通知書の写し、住宅を新築する土地の権利関係を証する書類 住宅購入 売買契約書の写し、売主の権利関係を明らかにする書類(登記簿謄本等) 平面図及び位置図、資金計画 購入する住宅が借地上のものである時は賃貸人の賃借権の譲渡又は転貸の承諾を証する書類
転宅資金	賃貸借契約書、使用承諾書の写しのうちいずれか一つ
就学支度資金	入学通知書、合格証明書. 入学許可書の写し、在学証明書のうちいずれか一つ
結婚資金	婚姻することを証する書類

- その他市長が必要と認める書類

◆お早めに、まずはご相談を

事前にご相談いただかないと貸付に該当しないケースもあります。

なお、申請書が提出されてから資金交付(振込)までに約1か月～2か月かかります。

◆貸付けの相談・申請窓口

貸付けについての相談・申請窓口は、呉市子育て支援課です。

問い合わせ先 呉市子育て支援課
呉市中央4丁目1番6号(呉市役所2階)
電話番号 0823-25-3297

母子・父子・寡婦福祉資金貸付一覧表

(平成28年4月1日現在) 呉市

貸付金の種類	貸付対象	貸付金額の限度	継続資金の貸付期間	据置期間	償還期限(据置期間経過後)	条件(利率)	違約金
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦等 母子・父子福祉団体	1回につき 2,830,000円 1回につき 4,260,000円(団体) ※複数の母子家庭の母等が共同して起業する場合の限度額は団体貸付の限度額を適用できるものとする。	—	貸付の日から 1年	7年以内	原則連帯保証人が必要 保証人有 無利子 (保証人無 年1.0%)	
事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦等 母子・父子福祉団体	1回につき 1,420,000円	—	貸付の日から 6か月	7年以内	原則連帯保証人が必要 保証人有 無利子 (保証人無 年1.0%)	
修学資金	母子家庭の児童等 父子家庭の児童等 父母のいない児童等 寡婦等の被扶養者	※学校種別・学年別は右表のとおり 高等学校、高等専門学校又は専修学校に修学している児童が、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより、児童扶養手当などの給付を受けられなくなった場合は、当該修学期間中、当該額を加算した額。なお、原則日本学生支援機構法に基づく奨学金の貸与を受けている場合、奨学金の貸与月額と修学資金の貸付限度額の差額を限度として貸し付けることができます。	修学の期間中	修学修了後 6か月	10年以内 〔専修学校の一般課程 5年以内〕	原則連帯保証人が必要 無利子	
技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦等	月額 68,000円 必要に応じて、一括して貸付けることもできる。 (81万6千円が限度) (自動運転免許を習得する場合 460,000円)	習得期間中の5年以内	習得期間終了後 1年	20年以内	原則連帯保証人が必要 保証人有 無利子 (保証人無 年1.0%)	
修業資金	母子家庭の児童等 父子家庭の児童等 父母のいない児童等 寡婦等の被扶養者	月額 68,000円 修業中、児童について18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより、児童扶養手当などの給付を受けられなくなった場合は、当該額を加算した額 (高校3年在学時に就職が決定した児童が自動車運転免許を習得する場合460,000円)	習得期間中の5年以内	習得期間終了後 1年	6年以内	原則連帯保証人が必要 無利子	
就職支度資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 父母のいない児童 寡婦等	1回につき 100,000円 (自動車購入 1回につき 330,000円)	—	貸付けの日から 1年	6年以内	原則連帯保証人が必要 無利子 (配偶者のいない母・父が扶養している児童に係るものに限り。)	
医療介護資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 (介護の場合は児童を除く) 寡婦等	医療 340,000円 (所得税非課税 480,000円) 介護 500,000円	—	医療又は介護期間 終了後 6か月	5年以内	原則連帯保証人が必要 保証人有 無利子 (保証人無 年1.0%)	
生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦等	(技能習得) 月額 141,000円 (その他) 月額 103,000円	知識・技能習得機関中の5年以内又は医療介護を受けている期間中の1年以内又は離職した日の翌日から1年以内	知識・技能習得期間又は医療・介護を受ける期間又は失業貸付期間終了後6か月	20年以内(技能習得) 5年以内(医療介護)(失業中)	原則連帯保証人が必要 保証人有 無利子 (保証人無 年1.0%)	
生活資金	母子家庭の母となって7年未満の者 父子家庭の父となって7年未満の者	月額 103,000円 (貸付合計240万円以下) 養育費取得のための裁判費用については、数ヶ月分を一括貸付(1,236,000円を限度)できる。	貸付を受け初めておおむね3か月以内	貸付期間終了後 6か月	8年以内	原則連帯保証人が必要 保証人有 無利子 (保証人無 年1.0%)	
住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦等	1回につき 1,500,000円 (災害、老朽等による増改築等2,000,000円)	—	貸付けの日から 6か月	6年以内 (特別7年以内)	原則連帯保証人が必要 保証人有 無利子 (保証人無 年1.0%)	
転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦等	1回につき 260,000円	—	貸付けの日から 6か月	3年以内	原則連帯保証人が必要 保証人有 無利子 (保証人無 年1.0%)	
就学支度資金	母子家庭の児童等 父子家庭の児童等 父母のいない児童等 寡婦等の被扶養者	小学校 40,600円 中学校 47,400円 〔小・中学校の就学支度資金については、所得税非課税巨帯の場合に限る。〕 自宅 自宅外 高等学校等 注4) 150,000円 160,000円 私立の高等学校等 注5) 410,000円 420,000円 修業施設 90,000円 100,000円 国立の大学等 注6) 370,000円 380,000円 私立の大学等 注7) 580,000円 590,000円 専修学校(一般課程) 150,000円 160,000円	—	小学校・中学校…児童が満15歳に達した日の属する学年を終了後、6か月を経過するまで その他…修学又は修業の終了後6か月を経過するまで	10年以内(就学) 5年以内(修業)	原則連帯保証人が必要 無利子	
結婚資金	母子家庭の児童等 父子家庭の児童等 寡婦等の被扶養者	婚姻する者1人につき 300,000円	—	貸付けの日から 6か月	5年以内	原則連帯保証人が必要 保証人有 無利子 (保証人無 年1.0%)	

延滞元利金額につき年5・00パーセント(平成27年3月31日以前は10・75パーセント)

学校種別・学年別修学資金貸付限度額 一覧表

(単位:円)

学校等種別		学年別	1年	2年	3年	4年	5年
			1年	2年	3年	4年	5年
高等学校	国公立	自宅通学のとき	27,000	27,000	27,000	27,000	
		自宅外通学のとき	34,500	34,500	34,500	34,500	
専修学校(高等課程) ※1)	私立	自宅通学のとき	45,000	45,000	45,000	45,000	
		自宅外通学のとき	52,500	52,500	52,500	52,500	
高等専門学校	国公立	自宅通学のとき	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学のとき	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅通学のとき	48,000	48,000	48,000	79,500	79,500
		自宅外通学のとき	52,500	52,500	52,500	90,000	90,000
短期大学	国公立	自宅通学のとき	67,500	67,500	67,500		
		自宅外通学のとき	76,500	76,500	76,500		
専修学校(専門課程)	私立	自宅通学のとき	79,500	79,500	79,500		
		自宅外通学のとき	90,000	90,000	90,000		
大学	国公立	自宅通学のとき	67,500	67,500	67,500	67,500	
		自宅外通学のとき	76,500	76,500	76,500	76,500	
	私立	自宅通学のとき	81,000	81,000	81,000	81,000	
		自宅外通学のとき	96,000	96,000	96,000	96,000	
専修学校(一般課程)		48,000	48,000				

注1) 高等学校の4年は、定時制の課程及び通信制の課程で学ぶ場合

注2) 修学年限が本表の学年を超える場合は、御相談ください。

注3) 予備校及び大学院は、貸付対象から除かれます。

注4) 国公立の高等学校、高等専門学校、専修学校(高等課程)

注5) 私立の高等学校、高等専門学校、専修学校(高等課程)

注6) 国公立の大学、短期大学、専修学校(専門課程)

注7) 私立の大学、短期大学、専修学校(専門課程)

※寡婦等とは、寡婦及び40歳以上の配偶者のいない女子をいう。

※児童等とは母子家庭の母、父子家庭の父が扶養している児童かつ同時に扶養している20歳以上である子を含む。